

公害防止管理者（統括者・公害防止管理者（統括者）の代理者） 選任（解任）届出書（騒音・振動）

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（あて先）橋本市長

郵便番号 ー

住所

届出者 名称

代表者氏名

電話番号 ()

- 公害防止管理者（又はその代理者）
 公害防止統括者（又はその代理者） を選任(変更・解任)したので、下記の法令等の規定により、次のとおり届け出ます。

- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項(第6条第2項)
 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第6条第2項)
 和歌山県公害防止条例第51条第2項

		施 設 の 種 類		
工場又は事業場の 名 称			騒音発生施設	
工場又は事業場の 所 在 地			振動発生施設	
常時使用する 従 業 員 数			騒音に係る 特定施設	
工場又は事業場の 業 種			振動に係る 特定施設	
選任 (公害防止に関する業務を管理する者	管理者の種類		管理者の種類	
	職 名		職 名	
	氏 名		氏 名	
	選任年月日	年 月 日	解任年月日	年 月 日
	選任の事由		解任の事由	
	公害防止管理者 又はその代理者 の場合、 担当業務の範囲		公害防止管理者 又はその代理者 の場合、 担当業務の範囲	
他の工場の公害管 理者又はその代理 者を兼ねている場 合、その兼ねてい る工場の名称及び 所在地		他の工場の公害管 理者又はその代理 者を兼ねている場 合、その兼ねてい る工場の名称及び 所在地		
※ 整理番号		※ 工場番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 審査結果		

- 備考 1 該当する選任（解任）される公害防止管理者等の種類、法令の□にレ印を記載すること。
- 2 工場又は事業場の業種については、項番号（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第1条）及び名称を記載すること。
- 3 施設種類の欄には、項番号（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条、第5条の2、和歌山県公害防止条例施行規則別表第3(その5)又は(その6)）及び名称を記載すること。
- 4 管理者の種類については、公害防止管理者又は公害防止管理者の代理者、公害防止統括者、公害防止統括者の代理者のうち該当する名称を記載すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 7 届出は、公害防止管理者等の選任から30日以内に行ってください。
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
- 9 添附書類 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る公害防止管理者（又はその代理者）を選任する場合、下記の書類を添附すること。
- (1) 騒音・振動関係公害防止管理者の資格を有する者であることを証明する書類。
- (2) 2以上の工場に選任する場合、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2項の基準を満たしていることを証明する書類。

下記の業種に該当する工場のうち、下記のいずれかに該当する施設を有し、用途地域内にあるものは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規制対象なので、公害防止管理者の届出が必要です。

又、上記に該当する工場のうち、常時使用する従業員が21名以上のものは、公害防止統括者の届出が必要です。

該当する業種
製造業（物品の加工業を含む。）
電気供給業
ガス供給業
熱供給業

騒音発生施設・振動発生施設の種類		騒音	振動
金属加工機械	液圧プレス（能力300t以上）		1
	機械プレス（能力100t以上）	1	2
	鍛造機（落下ハンマー1t以上）	2	3

和歌山県公害防止条例の騒音に係る特定施設又は振動に係る特定施設を有する工場は、和歌山県公害防止条例の規制対象なので、公害防止管理者の届出が必要です。